別表六(十一)の記載の仕方

この明細書は、次に掲げる場合に記載します。

- (1) 青色申告書を提出する法人が措置法第42条の4 第1項(試験研究を行った場合の法人税額の特別 控除)の規定の適用を受ける場合(当該法人が同 条第8項第3号の通算法人である場合には、同号 イの他の通算法人が他の事業年度(同項第2号に 規定する他の事業年度をいいます。(3)において同 じです。)において同条第1項の規定の適用を受 ける場合を含みます。)
- (2) 青色申告書を提出する法人(措置法第42条の4 第8項第3号の通算法人を除きます。)が令和3 年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始 する同条第5項各号又は第6項各号に掲げる事業

- 年度において同条第4項の規定の適用を受ける場 合
- (3) 措置法第42条の4第8項第3号の通算法人が対象事業年度(同項第8号口に規定する各事業年度のうち同号口(1)から(3)までに掲げる事業年度又は同項第9号口に規定する各事業年度のうち同号口(1)若しくは(2)に掲げる事業年度をいいます。(3)において同じです。)において同条第4項の規定の適用を受ける場合(同条第8項第3号イの他の通算法人が当該対象事業年度終了の日に終了する他の事業年度において同条第4項の規定の適用を受ける場合を含みます。)